

# かつしか 区議会だより

## 第3回定例会

9月	7日	本会議（一般質問等）
	8日	本会議（一般質問、議案の付託等） 決算審査特別委員会
	9～14日	常任委員会 （保健福祉、建設環境、文教、総務）
	15～17日	特別委員会（地域活性化・区民サービス 向上対策、危機管理対策、都市基盤整備）
	21日	議会運営委員会
	22日	本会議（議案の議決等）
	24～30日	決算審査特別委員会
10月	1日	議会運営委員会
	4日	本会議（議案の議決等）

主な内容 2・3面…一般質問 4面…4年間の任期を振り返って 5～7面…決算特集 8面…可決された議案ほか

No.250 令和3年（2021年） 10月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX5698-1543



東四つ木避難橋

## 令和2年度決算5件を 審査・認定

今回の定例会では、8名の議員から区政一般質問が行われたほか、令和3年度一般会計補正予算（第5号）をはじめ、めとする区長提出議案等17件

と、京成本線京成高砂駅から江戸川駅付近における鉄道立体化の早期事業化に向けた意見書（下欄参照）など、議員提出議案3件が可決されました。

## 可決された意見書（要旨）

第3回定例会では次の意見書3件を可決し、関係機関に送付しました。

（件名の下の☞は意見の分かれた意見書です。各派の賛否は8面に掲載）

### 京成本線京成高砂駅から江戸川駅付近における鉄道立体化の早期事業化に向けた意見書

京成高砂駅付近の踏切は、ピーク時の遮断時間が50分以上にも達する「開かずの踏切」であり、踏切事故の発生による危険性や交通渋滞の発生のほか、排気ガスによる環境悪化を招いている。また、京成高砂駅から江戸川駅の間には、10か所の踏切が存在するため、鉄道により地域が分断され、地域住民の経済活動への影響など、深刻な課題を長年抱え、一体的なまちづくりが進まない状況にもなっている。東京都では平成20年6月に京成本線京成高砂駅から江戸川駅付近を事業候補区画に位置付け、現在、鉄道立体化の可能性について調査検討を進めており、葛飾区においても、鉄道立体化を見据えた高砂駅周辺地区のまちづくりを地域住民と協働で進めている。

よって、東京都に対し、京成本線京成高砂駅から江戸川駅付近における鉄道立体化の早期事業化に向けた取り組みを着実に推進するよう、次の事項を強く求める。①京成本線京成高砂駅から江戸川駅付近の連続立体交差事業の早期事業化を図ること。②鉄道立体化に合わせた高砂駅周辺地区のまちづくりの実現に必要な支援を講ずること。

### 出産育児一時金の増額を求める意見書

厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円であり、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4000円となっている。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賅えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となる。

一方、2019年の出生数は86万5239人で、前年に比べ5万3161人減少し過去最少となった。少子化克服に向けて、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられる。少子化対策は、わが国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせない。よって、国会及び政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求める。

### 選択的夫婦別姓制度の法制化に関する議論を求める意見書

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦別姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓（姓）制度の導入に賛成または容認すると答えた国民は66・9%であり、反対の29・3%を大きく上回ったことが明らかになった。しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定している。このため、望まない改姓をすること、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。政府は旧姓の通称使用の拡大の取り組みを進めているが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題も指摘されている。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決策にはなっていない。また、改姓を望まないと考ええる人や現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっている。このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告している。さらに、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところであるが、依然として国会での議論は進んでいない状況である。よって、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度の法制化に関する議論を行うよう強く求める。

政治家の寄附は、禁止されています。また、年賀状等時候の挨拶状（答礼のための自筆のものを除く。）を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金（出産・新築等）、贈り物（お中元・お歳暮等）をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。